

# 少年少女発明クラブ奨励金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、少年少女発明クラブ奨励金（以下「奨励金」という）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第 2 条 奨励金の交付を申請できる者は、次の各号の資格を備え、富山県または富山県発明協会の育成クラブに所属している団体とする。育成クラブへの所属は所属申請書（様式 1）を会長に提出しなければならない。

- (1) 少年少女の発明工夫および創造性の高揚・育成を目的とする団体（以下「発明クラブ」という）であること。
- (2) 小中学生 10 名以上で構成し、指導者を有する県内の発明クラブであること。

(交付対象経費)

第 3 条 奨励金の交付対象経費は、次の事業遂行に必要な経費とする。

- (1) 発明工作教室の開催
- (2) 創意工夫品の発表および見学会
- (3) その他、（一社）富山県発明協会会長（以下「会長」という）が認める事業（交付金額）

(交付金額)

第 4 条 奨励金の交付限度額は、別表 1 のとおりとする。なお、本要綱施行の移行期間については別に第 14 条で定める。

(交付申請)

第 5 条 奨励金交付を申請する者は、奨励金交付申請書（様式 2）に次の関係書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 発明クラブの概要（様式 2-1）
- (2) 指導者名簿（様式 2-2）
- (3) 参加者名簿（様式 2-3）
- (4) 事業計画書（様式 2-4）
- (5) 収支予算書（様式 2-5）

(審査会)

第 6 条 奨励金交付申請書の提出があったとき、会長が委嘱した委員により審査会を開催し、その内容を審議する。

(交付条件)

第 7 条 奨励金の交付条件は、クラブ活動が充分に行われていることとし、富山県発明協会少年少女発明クラブに該当する団体については、次の行事の出席実績の継続年数によって交付額が決定する。

- (1) 富山県発明とくふう展
- (2) (1)の出席に付随する各市町村でのくふう展またはそれに該当する行事

(交付決定)

第 8 条 会長は、審査会で内容が適当と認められたときは、奨励金交付の決定を行い申請者に通知する。(様式 3)

(報告書の提出)

第 9 条 事業が終了したときは、すみやかに事業実績報告書(様式 4)に次の関係書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 (様式 4-1)
- (2) 参加者名簿 (様式 4-2)
- (3) 指導報告書 (様式 4-3)
- (4) 出展実績 (様式 4-4)
- (5) 収支決算書 (様式 4-5)
- (6) 支出内訳 (様式 4-6)
- (7) 領収書等の写し

(奨励金の使用制限)

第 10 条 奨励金は、交付の対象となった事業の経費以外の経費に使用してはならない。

(計画変更及び廃止)

第 11 条 申請者は、奨励金交付申請書に記載した事業計画を変更し、又は取りやめようとするときは、計画変更廃止承認申請書(様式 5)を会長に提出してその承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第 12 条 会長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、第 8 条の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は、奨励金交付に付した条件に違反したとき。
- (2) 事業の内容が変更したとき。
- (3) 不正又は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(移行期間の定め)

第 14 条 本要綱施行の移行期間を 2 年間とし、富山県少年少女発明クラブから富山県発明協会少年少女発明クラブに移行した団体は、その間出展実績が第 7 条に満たない場合でも次の条件を満たせば 2 年連続出展実績があるとみなす。

- (1) 平成 24 年度までに移行した団体
  - ① 平成 24 年度に出展実績がある場合
- (2) 平成 25 年度および平成 26 年度に移行した団体
  - ① 移行後 1 年目(前年度の出展実績を問わず)
  - ② 移行後 2 年目(前年度に出展実績がある場合)

(別表1) 奨励金の交付限度額は、次のとおりとする

発明クラブ設立	所 属	発明とくふう展等への出展の実績	奨励金額
1年目	富山県育成 少年少女発明クラブ	不 問	100,000円
2年目			70,000円
3～7年目			50,000円
8年目以降	富山県発明協会育成 少年少女発明クラブ	前7カ年連続して出展	50,000円
		前3カ年連続して出展	40,000円
		前年出展	30,000円
		不 問	20,000円

付 則 この要綱は、昭和59年度分の奨励金から適用する。  
 この要綱は、平成18年度分の奨励金から適用する。  
 この要綱は、平成19年度分の奨励金から適用する。  
 この要綱は、平成23年度分の奨励金から適用する。  
 この要綱は、平成25年度分の奨励金から適用する。  
 この要綱は、平成27年度分の奨励金から適用する。